

大船渡市職員・大船渡地区消防組合職員を募集します

▽大船渡市職員採用試験について
総務課人事係(☎内線232)

▽大船渡地区消防組合職員採用試験について
大船渡地区消防組合消防本部消防総務課(☎2119)

令和2年度大船渡市職員・大船渡地区消防組合職員採用資格試験を次のとおり実施します。
この試験は、令和3年4月1日採用予定の合格者および採用候補者を決定するために行うものです。

1 大船渡市職員採用資格試験(後期日程)

- ▽募集職種・採用予定人数
 - 一般事務職員Ⅱ5名程度
 - 土木技術職員Ⅱ若干名
 - 建築技術職員Ⅱ若干名
 - 保健師Ⅱ若干名
 - 栄養士Ⅱ若干名
 - 保育教諭Ⅱ若干名
 - 保育教諭(職務経験者対象)Ⅱ若干名
 - 学芸員(考古学)Ⅱ若干名
 - 学芸員(考古学・職務経験者対象)Ⅱ若干名
- ▽受験資格
 - 学芸員(考古学)Ⅱ若干名
 - 学芸員(考古学・職務経験者対象)Ⅱ若干名
 - 保健師Ⅱ若干名
 - 栄養士Ⅱ若干名
 - 保育教諭Ⅱ若干名
 - 保育教諭(職務経験者対象)Ⅱ若干名
 - 学芸員(考古学)Ⅱ若干名
 - 学芸員(考古学・職務経験者対象)Ⅱ若干名

○一般事務職員
平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれ
た人
○その他の職種
職種によって年齢要件や必要資格が異なります。
詳しくは、市ホームページまたは市役所本庁総務課で交付する実施要領をご覧ください。

【採用担当メールアドレス】ofu-saiyou@city.ofunato.iwate.jp

※インターネット環境が準備できない人は、郵送または持参による申し込みを受け付けます。
・リクナビ2021からのエントリー
下記URLのリクナビWEBエントリーシステムから申し込みください(会員登録が必要です)。
・メールによるエントリー
市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、採用担当メールアドレス宛てに送信ください。
※リクナビおよびメールによるエントリーは、8月26日(水)までに行ってください。
エントリー後、市から受験票をメールで送信します。
・郵送または持参によるエントリー
エントリーシートと受験票は、市役所本庁総務課で交付していただきます。また、郵送による請求もできます。
必要事項を記入の上、市役所本庁総務課に提出ください。
▽1次試験日Ⅱ9月20日(日)
▽試験会場Ⅱ市役所本庁舎

【リクナビWEBエントリーシステム】<https://job.rikunabi.com/2021/company/r535332014/>



2 大船渡地区消防組合職員採用試験

- ▽募集職種・採用予定人数
 - 消防職員Ⅱ若干名
- ▽受験資格Ⅱ平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
※身長男性160cm・女性155cm以上など、身体要件を満たす必要があります。
詳しくは、消防組合ホームページより試験の実施要領をご覧ください。
- ▽受験申込方法
申し込みには、「受験申込書」「身体要件調査書」「受験票」が必要となります。
各書類は、大船渡地区消防組合消防本部、住田分署、三陸分署、綾里分遣所、大船渡市役所本庁総務課、住田町役場総務課で交付するほか、大船渡地区消防組合のホームページからダウンロードできます。また、郵送による請求もできます。

必要事項を記入の上、大船渡地区消防組合消防本部消防総務課に提出ください。
▽1次試験日Ⅱ9月20日(日)
▽試験会場Ⅱ大船渡市防災センター4階防災研修室

1・2 共通事項

- ▽申込締切日Ⅱ8月26日(水)
※郵送の場合は午後5時15分必着。また、宛先、郵便番号を明記した84円切手を貼った封筒を同封ください。
▽持参による受験申込受付時間
平日午前8時30分～午後5時15分まで(祝日を除く)
▽郵送による申込書などの請求
封筒の表に「試験請求」と赤書きし、宛先、郵便番号を明記した次の返信用封筒を入れて請求してください。
○市職員採用試験Ⅱ長形3号の94円切手を貼った封筒
○消防職員採用試験Ⅱ角形2号の140円切手を貼った封筒



国民健康保険加入者の皆さんへ

▽申請・問い合わせ先Ⅱ国保年金課国保係(☎内線143・144)

■高齢受給者証の更新

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人が現在使用している高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。7月中に新しい高齢受給者証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい高齢受給者証を提示してください。
有効期限経過後の高齢受給者証は回収しませんので、速やかに破棄してください。

■医療費の負担割合

高齢受給者証をお持ちの人の医療費の負担割合は、前年の所得状況により判定され、8月1日から次のとおり適用されます。

- 市民税の課税所得が145万円未満の人Ⅱ2割負担
- 市民税の課税所得が145万円以上の人Ⅱ3割負担

※3割負担の人でも、申請することによって2割負担になる場合があります。該当する人には、手続きのお知らせを

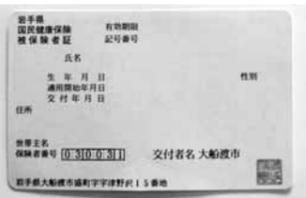
郵送します。必要に応じて申請ください。

※令和2年度市民税の申告が済んでいない世帯では、所得が確定したときに負担割合が変わる場合があります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

長期入院中の人や、高齢受給者証をお持ちの人で、所得などが基準に該当する人に、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請のお知らせを郵送します。
認定証を保険証や高齢受給者証と一緒に医療機関に提示することで、外来受診・入院時の一部負担金と食事代が軽減されます。

申請の際は、保険証と印鑑および申請人の本人確認ができる書類を持参の上、市役所本庁国保年金課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所の窓口にお越しください。郵送による申請も受け付けます。



■正しい保険証使用をお願いします

就職などにより、新しい保険証の資格取得日以降に、国保の保険証を使用して医療機関などを受診した場合、市が医療機関などへ支払った医療費を返還する必要があります。新しい保険証が届いていない間に受診する際は、保険を変更したことを申し出の上、受診ください。

後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

▽申請・問い合わせ先 国保年金課医療給付係(☎内線148)

■保険証の更新

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。7月中に新しい保険証を郵送しますので、8月1日以降に医療機関で診察を受けるときは、新しい保険証を提示ください。

■医療費の負担割合

後期高齢者医療制度の保険証をお持ちの人の医療費の負担割合は、前年の所得状況により判定され、8月1日から次のとおり適用されます。

- 一般Ⅱ1割負担
- 一定以上の所得がある人(同一世帯に市民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度加入者がいる人)Ⅱ3割負担

※3割負担の人でも、一定の要件を満たすときは、申請することによって1割負担になる場合があります。該当する

■限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請を行い、交付された認定証を保険証と一緒に医療機関に提示すると、外来受診・入院時の一部負担金と食事代が軽減されます。すでに認定証をお持ちで、世帯全員の所得の状況が把握できる人には、7月末までに新しい認定証を郵送します。なお、新たに申請が必要な人には、7月上旬に手続きのお知らせを郵送しています。郵送による申請も受け付けます。